## 買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

平成 22 年 10 月 29 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

| １国有財産の表示 | ２買収前の所有者の氏名及び住所 | 備考 |
|---|---|---|
| 北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ホロトマリ480番１　畑　1,243㎡ | 田中　イト<br>北海道礼文郡香深村 | |

## 買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

平成 22 年 10 月 29 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

| １国有財産の表示 | ２買収前の所有者の氏名及び住所 | 備　考 |
|---|---|---|
| 北海道二海郡八雲町野田生1161番３　雑種地　191㎡ | 徳川　義親<br>東京都豊島区目白４丁目41番地 | 現況：道路 |
| 北海道二海郡八雲町野田生1161番４　雑種地　178㎡ | | |
| 北海道二海郡八雲町花浦302番17　雑種地　624㎡ | 八木　勘市<br>北海道山越郡八雲町大字八雲村字砂蘭部 | 現況：道路 |
| 北海道石狩郡当別町字青山4861番10　雑種地　7,405㎡ | 近藤　堯<br>北海道札幌市南６西17 | 現況：一部北海道所管河川、北海道所管公共用道路あり |
| 北海道石狩郡当別町字青山4861番13　田　417㎡ | | |
| 北海道石狩郡当別町字青山奥4984番　原野　2,568㎡ | | |
| 北海道函館市赤川町194番７　畑　511㎡ | 近江新三郎<br>北海道亀田郡亀田村字赤川 | 公共利用計画あり |
| 北海道函館市赤川町194番14　畑　1,023㎡ | | |
| 北海道函館市赤川町194番15　畑　1,376㎡ | | |
| 北海道函館市赤川町194番16　畑　182㎡ | | |
| 北海道釧路市興津１丁目24番３　畑　3,674㎡ | 安井　銈吉<br>東京都豊島区椎名町８―451 | |
| 北海道釧路市駒場町５番38　雑種地　333㎡ | 渡辺　正平<br>北海道函館市西川町７ | 現況：道路 |
| 北海道釧路市駒場町５番39　雑種地　267㎡ | | |
| 北海道釧路市駒場町６番53　雑種地　1,071㎡ | | |
| 北海道釧路市駒場町６番54　雑種地　271㎡ | | |
| 北海道釧路市駒場町６番59　雑種地　264㎡ | | |
| 北海道札幌市東区北二十条東六丁目365番556　畑　396㎡ | 山口　シナ<br>北海道勇払郡安平村字追分 | |
| 北海道小樽市塩谷４丁目251番　原野　1,259㎡ | 内藤　天一<br>愛知県名古屋市千種区日間池45番地 | 現況：道路 |
| 北海道小樽市塩谷４丁目252番　原野　208㎡ | | |

## 買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

平成 22 年 10 月 29 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

記

| １国有財産の表示 | ２買収前の所有者の氏名及び住所 | 備　考 |
|---|---|---|
| 福島県二本松市小浜字鳥居町189番　畑　325㎡ | 根本清左エ門<br>福島県安達郡小濱町大字小濱字鳥居町 | |
| 福島県いわき市久之浜町田之網字江之網11番　畑　320㎡ | 鈴木玉次郎<br>福島県石城郡四倉町字新町 | 公共利用計画あり |
| 福島県須賀川市境免55番　畑　913㎡ | 薄井　吉重<br>福島県石川郡小塩江村大字江持字岩崎17 | 公共利用計画あり |
| 福島県須賀川市境免56番１　畑　1,055㎡ | | |
| 福島県須賀川市境免58番　畑　758㎡ | | |
| 福島県須賀川市大町422番　畑　509㎡ | 渡辺眞之助<br>福島県郡山市矢田町22 | |
| 福島県大沼郡会津美里町藤家舘字稲岡245番　原野　132㎡ | 佐藤　長作<br>福島県大沼郡藤川村大字藤家舘字藤代甲27 | |
| 山形県長井市寺泉字鞘巻上6980番　原野　655㎡ | 齋藤　庄司<br>山形県西置賜郡西根村大字寺泉1502 | |
| 岩手県奥州市胆沢区小山字二ノ台335番　山林　305㎡ | 菅原　政徳<br>岩手県胆沢郡小山村字上白鳥川82の２ | |
| 岩手県奥州市水沢区羽田町字水無沢717番　原野　472㎡ | 今野竹之進<br>岩手県江刺郡羽田村字洗田121 | |
| 岩手県奥州市江刺区梁川字舘下259番２　原野　248㎡ | 角南　照<br>岩手県江刺市梁川字舘下260 | |
| 岩手県奥州市江刺区梁川字舘下259番３　原野　394㎡ | | |
| 岩手県奥州市江刺区梁川字舘下259番４　原野　372㎡ | | |
| 山形県東置賜郡川西町大字下奥田字穴沢平3804番２　宅地　16.07㎡ | 五十嵐利左エ門<br>山形県東置賜郡小松町上小松3489 | |